

# 晴明丘地区 防災計画

地震等各種災害から命を守る



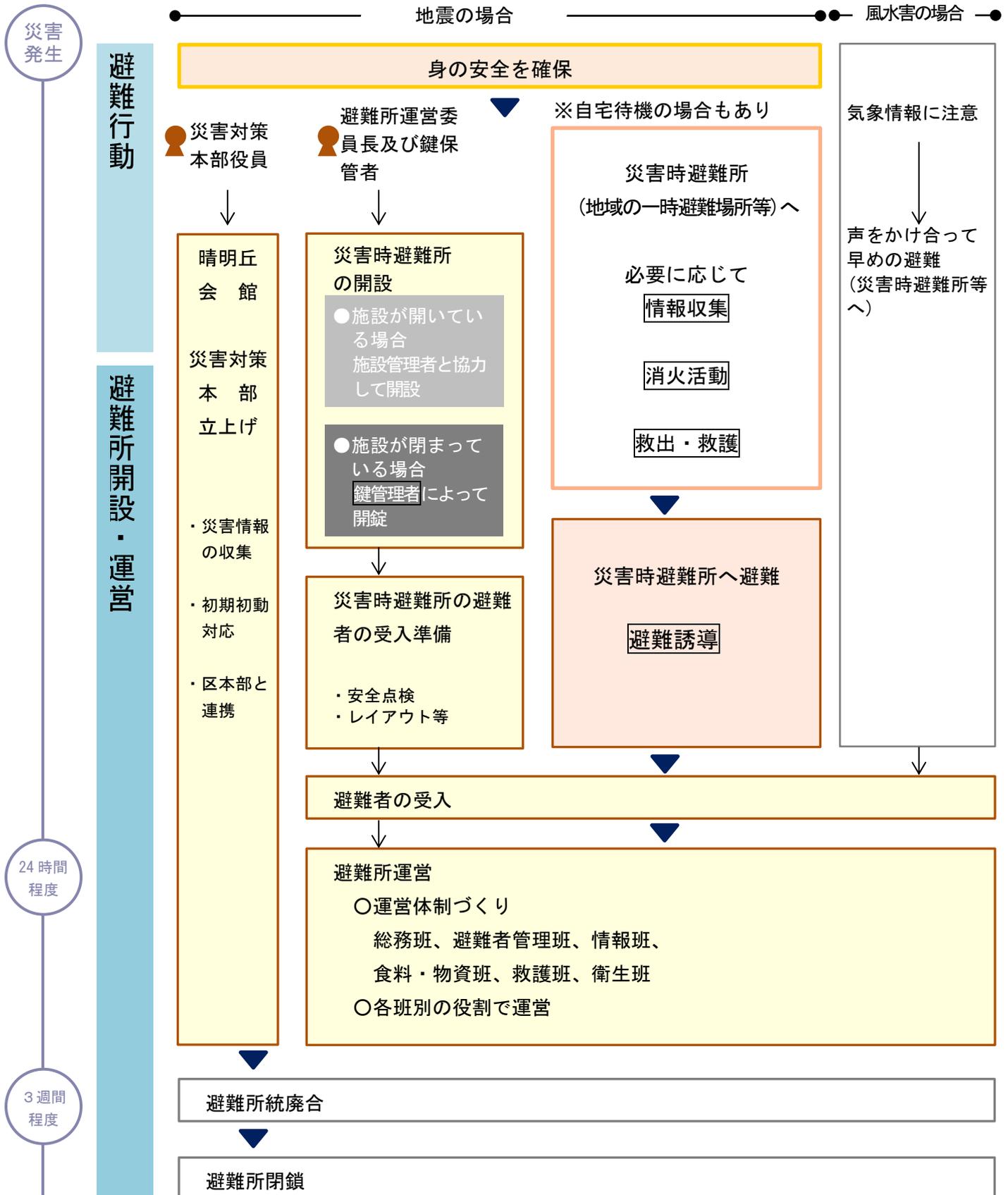
平成 29 年 3 月



# 1

## 全体の流れ

災害時の避難行動、避難所開設・運営の流れは次のとおりです。



※開錠については、原則、避難所担当職員が行うが、不在や緊急の場合、地域の鍵管理者が開錠する。

# 2

## 避難行動

災害発生

緊急速報メール（※）などによる災害発生情報

### 身の安全を確保

- 揺れが収まるまで安全確保
- あわてて外に飛び出さない
- ラジオやテレビ等で正確な情報を得る

安全確保が第一！



揺れが収まったら

### 一緒にいる家族等の安全を確認

- 家族の安否を確認
- 避難に向けて、出口確保
- 電気のブレーカーを落とす
- ガスの元栓を閉める

10分

### 隣近所で声をかけ合い

- 声をかけ合って安否確認

避難行動要支援者への避難支援も地域で配慮します！

~

### 助け合って災害時避難所（一時避難場所等）へ

- お互いに助け合って避難

身近なところでの確認が、“命を守り合う”迅速な活動につながる



数時間

### 災害時避難所（一時避難場所等）で状況確認

- 安否確認
- 状況により、協力し合って救出・救護
- ※自宅の安全が確認できれば帰宅する方もいます。

（一時避難場所等の場合）

### 避難所への移動

- できるだけとまって、助け合って避難
- ※避難者は施設の安全が確認され、準備が整うまで校庭等で待機

[参照]

●資料編⑤防災資機材等 (39 ページ)

※「緊急速報メール」は携帯電話事業者が無料で提供するサービスで、国や地方公共団体による災害・避難情報等を、回線の混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末（携帯電話）に一斉に配信するもの

### ア. 避難に関する考え方

避難は「災害から身を守る行動」であることを認識して、具体的にどういう行動を取るか判断しましょう。

- ①屋内での安全確保
- ②一時避難場所や近くの集合場所に集まって様子を確認
- ③避難所への避難

### イ. 避難所への避難

以下のような場合は、避難所に移動しましょう。

- ・命や生活を脅かす危険がある（あると思う）場合。
- ・近隣に火災が発生している場合。
- ・居住家屋が倒壊・半壊している場合。
- ・生活に不自由が発生しそうな場合。 等

### ウ. その他

- ・常に行政やマスコミからの正確な情報、行政や地域の自主防災組織からの勧告や指示、避難の呼びかけなどをできる限り収集し、必要と判断した場合は避難所に移動しましょう。

### ①地区別の推奨避難所

地区別に避難することが望ましい避難所を設定する

①晴明丘小学校	晴明通・橋本町地区 相生通1丁目・2丁目地区
②晴明丘南小学校	帝塚山1丁目中・西地区
③阪南中学校	阿倍野元町地区、北島1丁目地区、 万代帝塚山地区
④住吉高等学校	北島2丁目・3丁目地区

### ②推奨避難所設定の考え方

各地区からの距離、利便性等により推奨避難所を設定することにより、住民が実際に避難する避難所を選択する際の参考にする。

### ③避難所生活・運営との関係

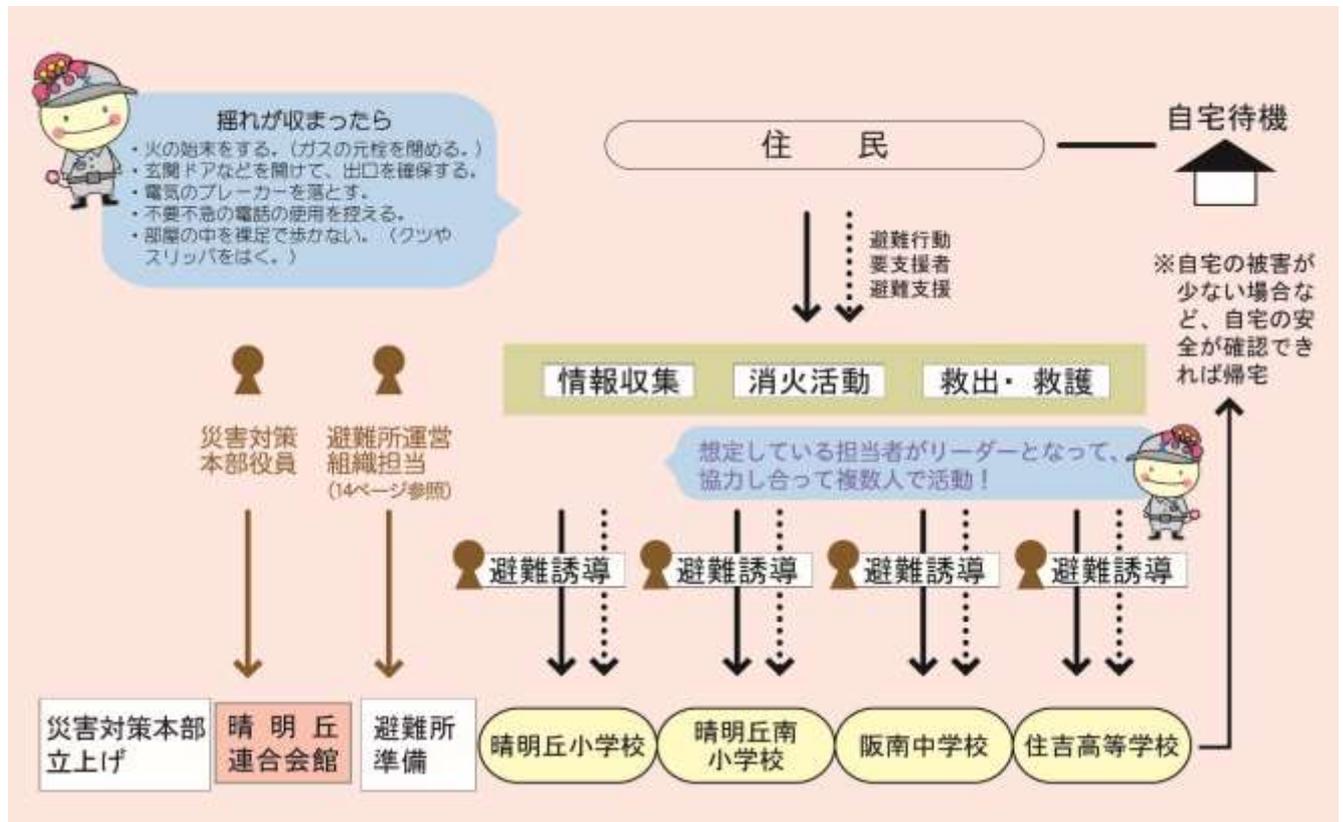
避難者に避難所で円滑に生活し、避難所を運営して頂くためには、地域コミュニティで同じ避難所が設定されていることが望ましい。

また、避難所の運営は原則として町会単位で行う。

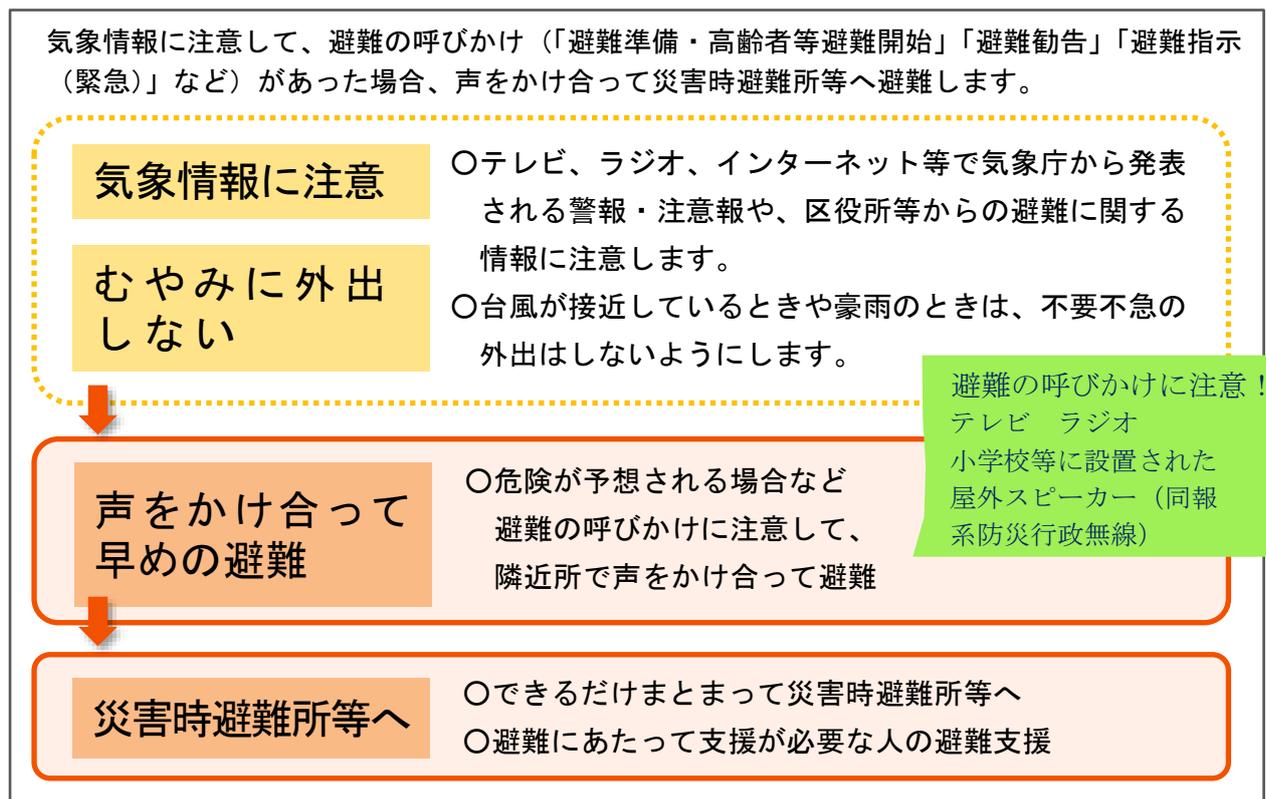
### ④住民の方の避難所の選択について

住民の方が実際に避難所を選択する場合は、地区別の推奨する避難所を参考に自分で選択して頂く。但し、事前に避難所を選択して家族で共有して頂くことが望ましい。

## 避難時の流れ



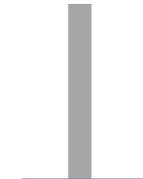
## ●風水害の場合は？



# 3

## 災害対策本部の立上げと災害時避難所開設・運営

3時間程度  
が目安



数時間

~

1日

24時間程度  
が目安



### 災害対策本部立上げ [晴明丘会館]

- ・ 災害情報の収集
- ・ 初期初動対応
- ・ 区本部と連携

### 災害時避難所の開設

- ・ 晴明丘小学校
- ・ 晴明丘南小学校
- ・ 阪南中学校
- ・ 住吉高等学校

- 施設管理者等と連携して災害時避難所の開設

\* 学校の開校時間内は施設管理者が開放  
\* 開校時間外は避難所担当職員、施設管理者が開設  
\* 避難所担当職員、施設管理者ともに不在で緊急の場合、  
**地域の鍵管理者によって開設**

- 施設の安全点検

### 避難所開設準備

- 備蓄倉庫の中から「災害時避難所開設時用品」を取り出し、準備



- 施設のレイアウトづくり

★備蓄倉庫の位置を確認しておきましょう！

### 避難者の避難所スペースへの移動

- 避難者の受付
- 区災害対策本部への報告
- 名簿作成

### 避難所開設・運営

- 運営組織の設置
- 各班別の役割実施

！  
地域で役割分担を想定しています

## 防災役員の役割について

---

### ①避難所運営委員長及び鍵保管者

各避難所の運営委員長及び鍵保管者は、速やかに避難所に集合し、その他の防災役員と協力して避難所開錠、避難所開設準備、避難者の整理を行う。

### ②地域防災リーダー

地域防災リーダーは、できるだけ速やかに各地区の災害時避難所に集合し、運営委員長の指示により、避難者の整理または各地区の被災者救援を行う。

### ③町会役員

町会役員は、町会長の指示により、町会内の被災者救援または避難所運営を行う。

避難所運営を行う町会役員は、避難所到着後は運営委員長の指示により、避難所開設準備、避難者の整理を行う。

### ④その他の防災役員

その他の防災役員は、自らの判断により、被災者の救援または地区内の避難所運営を行う。避難所運営を行う防災役員は、避難所に到着後は運営委員長の指示により、避難所開設準備、避難者の整理を行う。

### ⑤地域災害対策本部担当の防災役員

地域災害対策本部担当の防災役員は、災害発生後速やかに清明丘会館に集合して地域災害対策本部を開設し運営する。

## 施設について

災害対策本部	鍵の管理者		
<b>清明丘会館</b> (所在地) 北島 1-18-4	清明丘地域活動協議会会長 災害対策本部長		清明丘地域活動協議会副会長
災害時避難所	鍵の管理者		
<b>清明丘小学校</b> (所在地) 清明通 10-34	運営委員長	相生通一丁目町会長	相生通二丁目町会長
<b>清明丘南小学校</b> (所在地) 帝塚山 1-23-8	運営委員長	ボランティア育成部会長	地域防災リーダー
<b>阪南中学校</b> (所在地) 北島 1-16-24	運営委員長	北島一丁目中町会長	北島一丁目南町会副会長
<b>住吉高等学校</b> (所在地) 北島 2-4-1	運営委員長	北島二丁目町会副会長	地域防災リーダー

## 避難所の開設準備と住民待機について

### ア. 避難所の開設準備

#### ■避難所運営委員長及び鍵保管者、その他の役員

各避難所の運営委員長及び鍵保管者は、速やかに避難所に集合し、その他の防災役員と協力して避難所の開錠、避難所開設準備、避難者の整理を行う。

#### <開校時間内>

学校の施設管理者が開錠し、避難所担当職員が到着するまでの間、施設管理者及び教職員と連携・協力する。

## イ. 避難所での住民待機

### ■住民待機

避難者は、避難所の開設準備が完了するまで、避難所の待機場所に待機して頂く。

### ■住民待機の考え方

避難所を運用するためには、施設点検、担当の割り振り、避難者数の想定に基づく使用スペースの割り振りなどの開設準備作業が必要である。避難者は徐々に増加することが予想されるので、数の想定ができない段階で避難所スペースに入ると、その後の混乱が予想される。

#### <開校時間内>

### ■開校時における混乱回避

開校時に避難者が学校に入ると、生徒の避難行動に支障をきたすだけでなく、生徒、出迎えの保護者、避難者が入り交じり大きな混乱が生じる。この混乱を可能な限り防ぐことが重要である。各避難所とも、生徒、保護者の避難・帰宅等の状況が一段落してから、避難者が避難スペースに入ることを原則とする。

## ウ. 各避難所における避難者の待機場所

災害時 避難所	開校時間外	開校時間内
清明丘 小学校	・東運動場 ・西運動場	・東運動場 ※児童は、西運動場で集合し、安全が確認されてから保護者引き取りにより帰宅する。
清明丘南 小学校	・運動場	・運動場 ※児童も避難者と同じ運動場で集合し、安全が確認されてから保護者引き取りにより帰宅する。
阪南 中学校	・運動場 ・(清明丘中央公園)	・清明丘中央公園 ※生徒は、運動場で集合し、安全が確認されてから通常の方法で帰宅する。
住吉 高等学校	・北グラウンド ・東グラウンド	・北グラウンド ※生徒は、東グラウンドで集合し、安全が確認されてから通常の方法で帰宅する。但し、公共交通機関が停止している場合は、相当数の生徒が学内で待機する。

### ● 避難所開設の考え方

#### ① 地域自主防災組織による避難所開設

災害が発生して多くの避難者が発生している場合、あるいは発生すると予想される場合は地域内の災害時避難所を開設しなければならない。区災害対策本部では、各避難所へ避難所担当職員を派遣し、地域自主防災組織と協力して避難所を開設することとしているが、避難所担当職員や学校施設管理者が間に合わない場合もあるので、地域自主防災組織が自主的、迅速に災害時避難所（校庭含む）を開設する。

#### ② 避難所運営委員会の立上げ

避難所運営委員長は防災役員と協力して運営委員会を立ち上げるが、具体的役割、分担等は避難所開設と避難者受入が一定程度進展するまで設定する必要はなく、各役員は運営委員長の指示に従い、自主的に避難所開設と避難者受入を行う。

#### ③ 施設管理者との協議による避難所スペースの利用区分設定

運営委員会は、避難所の開設にあたり速やかに施設管理者と協議し、避難所スペースと非避難所スペースを明確に区別する。併せて、被災状況、要支援者避難状況、避難者数（想定を含む）を判断して、利用区分設定を行う。

##### <ポイント>

- ・使用する避難所スペースは、体育館を基本とする。
- ・理科室（化学室）や調理室のような危険性のある教室、構造上居住に適さない教室は割り振らない。
- ・要配慮者に対して要配慮者ごとに個別教室を割り振るなど配慮する。
- ・要配慮者以外に体育館のスペースを割り振る場合は、町会単位で割り振りを行う。
- ・家屋全壊・半壊被災者及び要配慮者に優先して割り振りを行う。
- ・避難所運営期間であっても可能な限り学校教育に支障をきたさないように避難所スペースを割り振る。

#### ④ 運営本部の設置

運営委員会は、策定済みの避難所施設利用計画に基づき、運営本部を設置するとともに、通信機器、避難所設営備品、文房具等を準備する。

#### ⑤ 避難所ルール

運営委員会は、策定済みの避難所ルールを確認し、避難者に伝達、徹底する。

## ● 避難所開設・運営に向けた作業

### ① 避難所施設の点検

避難所使用開始前に避難所スペースを点検する。特に、体育館及び各居住スペースは十分に点検を行う。

### ② 避難者名簿の作成

速やかに避難者名簿を作成する。名簿は町会単位に作成し、居住スペースの割り振り、情報伝達等の避難所運営の基本資料とする。

<ポイント>

- ・可能であれば待機場所に待機中に避難者名簿を作成する。(但し、避難者数、防災役員の業務状況を判断して名簿の作成が困難な場合、避難者名簿は避難スペース移動後に作成する。)

### ③ その他

上下水道が断水していることが予想されるので、一旦トイレを使用禁止にし、簡易トイレを設置する。

## ● 業務運営の考え方

① 避難所運営委員会は、避難所自体ではないと運営できない、あるいは運営することが望ましい業務を行い、その他の業務は地域対策本部が業務を行う。

### ② 避難所運営委員会が行う業務（例）

- ・避難所レイアウトの設定、変更
- ・避難者名簿の作成、管理
- ・避難所内向け情報伝達
- ・食料、物資の管理、配布
- ・避難所の衛生に関すること

### ③ 災害対策本部が行う業務

- ・区災害対策本部との調整
- ・食料、物資の調達
- ・避難所外の情報収集、避難所外向け情報発信
- ・避難所外の救護活動

## ● 避難者を中心とした自治組織への移行

避難所の運営は、開設当初は地域の防災役員が中心となって行うが、できるだけ早期に避難者を中心とした自治組織へ移行する。

## ● 避難所運営方法、ルールの見直し

避難所運営方法、ルールは、開設当初はあらかじめ定めたものによるが、避難所の運営実態に応じて見直しを行う。

### ● 晴明丘地域対策本部

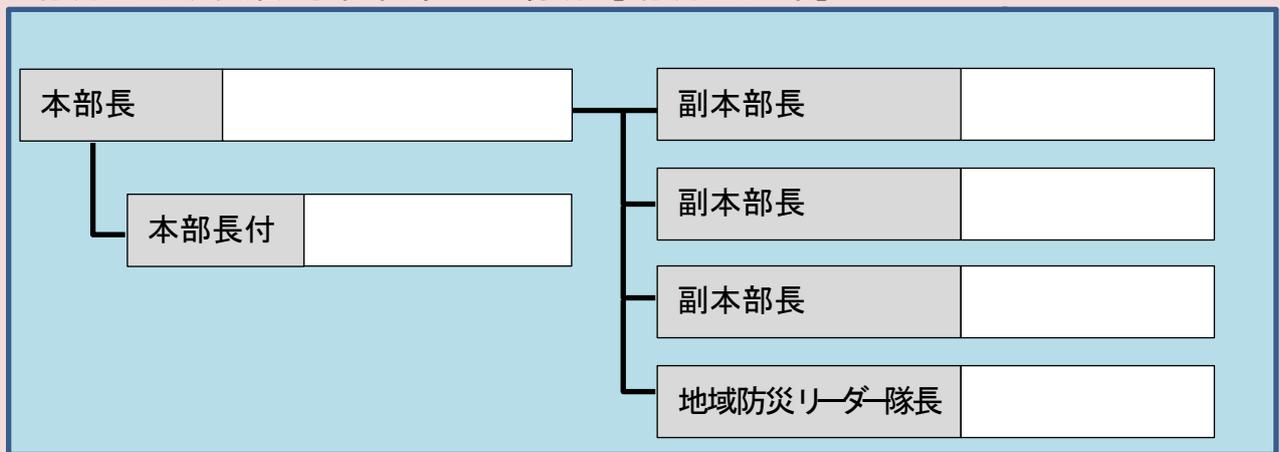
- ① 晴明丘地域対策本部担当の防災役員は、災害発生後、速やかに晴明丘会館に集合し地域対策本部を開設する。
- ② 阪南中学校担当の防災役員は、可能な限り地域対策本部担当の防災役員に協力して晴明丘地域対策本部の運営を行う。

### ● 避難行動における対策本部の役割

- ① 阿倍野区災害対策本部との情報発信・伝達
- ② 各避難所の状況把握及び情報発信・伝達
- ③ 地域内被災状況把握及び情報発信・伝達

[災害対策本部、災害時避難所等の役割分担]

#### 晴明丘地域災害対策本部 場所 [晴明丘会館]



災害時避難所 晴明丘小学校

運営委員長

災害時避難所 晴明丘南小学校

運営委員長

災害時避難所 阪南中学校

運営委員長

災害時避難所 住吉高等学校

運営委員長

※各担当者は個人情報保護のためホームページでは割愛いたします。